

栃木県廃棄物処理計画

〔平成 28 年度～平成 32 年度〕

平成 28 年 3 月

栃 木 県

循環型社会への挑戦 ～廃棄物から地域の未来を創る～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から5年が経過しました。東日本大震災は、災害に対する日頃の備えの大切さを改めて認識させるとともに、私達一人ひとりがライフスタイルや社会のあり方について考えさせられるきっかけにもなりました。

かつては、高度経済成長期に象徴されるように、年々人口が増加していく中で、天然資源を大量に消費し、大量に物が生産され、廃棄されるなど、「量」を背景に、経済的な発展がもたらされた社会でした。



しかし、これまで経験したことのない急速な人口減少や高齢化という課題に直面し、また、天然資源の枯渇も危惧される現在においては、これまで培ってきた知恵、技術等を生かして、限りある天然資源を有効に利用し、将来にわたって持続的に発展できる循環型社会づくりが必要となっています。

この循環型社会においては、私達一人ひとりが、物の生産や消費をする際に廃棄される物をできるだけ発生させないよう取り組むとともに、廃棄される物も貴重な資源と捉え、リサイクルに努めることが求められています。

また、災害廃棄物をスムーズに処理できる体制を整備し、災害時には速やかに地域の復旧・復興を図ること、現在の豊かな社会を支えている廃棄物処理やリサイクルの分野を産業として育成し、将来にわたって地域の活力を維持していくこと等も重要となってきます。

こうしたことを踏まえ、この計画では、三つのテーマを掲げ、「廃棄物の排出量を減らす」ことを基本として、排出された「廃棄物を処理する」際には、できるだけリサイクルに努め、リサイクルできない場合には最終処分するとともに、「廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する」ための施策を展開していくことといたしました。

日常生活を営み、事業活動を行う限り、必ず廃棄物は発生します。その量をいかに減らせるか、廃棄される物をいかにリサイクルできるか、そして、リサイクル施設等の整備を通じて、いかに地域経済を活性化できるか、県民の皆様の理解や取組なくしては、どれも実現することはできません。県民の皆様には、ぜひこの計画を手にとりいただき、日頃の生活の中で実践していただくことを願っております。

平成28年3月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	この計画で使用する数値等の解説	2
第2章	本県における廃棄物に関する現状等	
1	一般廃棄物	5
2	産業廃棄物	18
3	共通	32
第3章	この計画における目標等	
1	おおむね10年後の将来像	38
2	この計画における目標	38
第4章	目標達成のための具体的な施策	
<テーマ1>	廃棄物の排出量を減らす	42
<テーマ2>	廃棄物を処理する	44
<テーマ3>	廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する	51
第5章	この計画の着実な推進のために	
1	各主体の責務及び役割	55
2	計画の進行管理	58
資料編		59

コラム

1	「3R」とは?	4
2	「発生抑制」、「排出抑制」、「減量化」の違いは?	6
3	「ごみ処理の有料化」とは?	9
4	「溶融スラグ」とは?	12
5	焼却施設における熱回収について	15
6	各種リサイクル法等における取組について	33
7	「廃棄物・リサイクル産業」とは?	36
8	東日本大震災の際の災害廃棄物の処理について	37
9	廃棄物の排出量を減らすためには?	39
10	「食品ロス」とは?	43
11	「リターナブル容器」とは?	44
12	「水平リサイクル」と「カスケードリサイクル」について	46
13	再生利用に当たっての留意点について	46
14	「地域循環圏」について	47
15	「産業廃棄物」とは?	52